

新型コロナウイルスの感染拡大防止にかかる「緊急事態宣言」の継続等を踏まえた当協会の取り組みについて

令和2年5月11日
(一社) 全国特定法面保護協会

当協会では、在宅勤務（テレワーク）を実施中ですが、今般の政府の「緊急事態宣言」の継続を踏まえ、在宅勤務（テレワーク）を継続することといたしました。

【取り組み】

○在宅勤務の実施

- ・ 期 間 令和2年5月11日から5月31日まで（予定）
- ・ 事務所 少人数での業務継続
(お問合せの対応等にご不便をおかけすることもあるかと存じますがご了承いただきたく存じます)

○当協会主催の行事等

- ・ 新型コロナウイルスの感染状況によっては、当協会主催の行事の中止または延期をさせていただくことがございます。
その場合は、当協会ホームページ等でお知らせさせていただきますのでご理解とご協力をお願いいたします。

○発行図書の発送につきまして

- ・ 急ぎの発送には対応できませんので、納期には十分余裕をもってご注文をお願いいたします。

以上、極力業務継続に努力いたす所存ですが、感染拡大の防止に向けた対応を図るため、ご不便をおかけする皆様のご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます。